

(3-1) 地域特性として配慮すべき事項①

(対象とする土地)

利用可能な国有地に加え、利用可能な県有地や民有地等を対象とする。
(県内全域の利用可能な土地)

1. 利用可能な国有地
2. 利用可能な県有地
3. その他(利用可能な民有地等)

3. その他については、あらかじめ正確に利用可能性を判断することが困難であるが、以下の地域については、利用可能でないと判断されるため、これら地域を除外したエリアを対象とする。(千葉県「廃棄物処理施設の立地等に関する基準」に配慮している。)

- ・建物から50m以内のエリア
- ・学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームに係る土地から100m以内のエリア
- ・都市計画法に基づく住居系用途地域及び商業系用途地域に該当するエリア
- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域に該当するエリア
- ・その他、公の利用等により利用の可能性の乏しいと考えられるエリア(空港、道路、鉄道、河川区域等)

(3-2) 地域特性として配慮すべき事項②

(地域の実情に配慮して除外するエリア)

国有地、県有地以外の土地(民有地等)の選定に当たっては、地域の実情に配慮し、指導要綱を尊重するため、「廃棄物処理施設の立地等に関する基準(千葉県)」を考慮して、自然環境・風致の保全の観点及び最終処分場集中の回避の観点から、以下のエリアを除外する。

1) 自然環境・風致の保全

- 都市緑地法に基づく緑地保全地域
- 首都圏近郊緑地保全法に基づく首都圏近郊緑地保全区域、首都圏近郊緑地保全区域特別保全地区
- 都市計画法に基づく風致地区
- 海岸法に基づく海岸保全区域
- 自然公園法及び千葉県立自然公園条例に基づく自然公園普通地域
- 千葉県自然環境保全条例に基づく郷土環境保全地域、緑地環境保全地域、自然環境保全地域普通地域
- 鳥獣保護法に基づく鳥獣保護区
- 特定植物群落

2) 最終処分場集中の回避

- 最終処分場(既に設置されたもので埋立終了届が提出されていないもの)から1km以内のエリア